

小松都市計画道路の変更（小松市決定）

都市計画道路 3・5・23 号山口大島線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・5・23 号山口大島線は、区域区分や用途地域等の土地利用計画の決定にあわせた、小松能美都市計画道路網の再検討により（都）木曾街道線（能美市山口町）と（都）高坂城南線（小松市大島町）を東西に結び両市を横断する道路として昭和 50 年 3 月 31 日に都市計画決定された路線であるが、全線が未整備の状態である。

小松市では、平成 20 年度から都市計画道路網の再編を実施し、市民意見聴取や都市計画道路網見直し検討委員会の審議を経て策定された「都市計画道路見直し計画」に基づき、平成 22 年 5 月 14 日に都市計画を変更することで小松都市計画道路網の再編を行っている。

本路線においては、小松市都市計画道路見直し計画にて「廃止」とする方向性が示されているが、ネットワーク上の代替道路の確保について、能美市と小松市の両市で継続して検討してきたところである。

検討の結果、現道を含めた周辺路線において、防災活動機能を有する 6m 以上の道路が確保されていることや、車両通行においても現況交通量や交通需要に応じた一定のネットワークが最低限形成されていることなどから、今回、本路線の都市計画を廃止するものである。

小松都市計画道路の変更（小松市決定）

都市計画道路 3・5・23 号 山口大島線を廃止する。

朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・23	山口大島線	小松市大島町ラ	小松市大島町子	—	約 340m	地表式	2 車線	12m	幹線道路との平面交差 1 箇所	廃止
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・5・23 号山口大島線は、区域区分や用途地域等の土地利用計画の決定にあわせた、小松能美都市計画道路網の再検討により（都）木曾街道線（能美市山口町）と（都）高坂城南線（小松市大島町）を東西に結び両市を横断する道路として昭和 50 年 3 月 31 日に都市計画決定された路線であるが、全線が未整備の状態である。

小松市では、平成 20 年度から都市計画道路網の再編を実施し、市民意見聴取や都市計画道路網見直し検討委員会の審議を経て策定された「都市計画道路見直し計画」に基づき、平成 22 年 5 月 14 日に都市計画を変更することで小松都市計画道路網の再編を行っている。

本路線においては、小松市都市計画道路見直し計画にて「廃止」とする方向性が示されているが、ネットワーク上の代替道路の確保について、能美市と小松市の両市で継続して検討してきたところである。

検討の結果、現道を含めた周辺路線において、防災活動機能を有する 6m 以上の道路が確保されていることや、車両通行においても現況交通量や交通需要に応じた一定のネットワークが最低限形成されていることなどから、今回、本路線の都市計画を廃止するものである。